



2023年5月10日

各位

会社名 ハウス食品グループ本社株式会社  
代表者名 代表取締役社長 浦上 博史  
(コード番号：2810、東証プライム)  
問合せ先 広報・IR部長 仲川 宜秀  
(TEL. 03-5211-6039)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年6月27日開催予定の第77期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 提案株主

株主名：LONGCHAMP SICAV

#### II. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

- (1) 自己株式取得の件
- (2) 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- (3) 社外取締役の構成に関する定款変更の件

##### 2. 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 1. 自己株式取得の件

- (1) 当社取締役会の意見  
取締役会としては、本株主提案に反対いたします。
- (2) 反対の理由

2021年4月よりスタートした第七次中期計画（以下「中期計画」といいます。）では、3か年計700億円（成長領域400億円、既存領域200億円、デジタル・環境領域100億円）の投資を計画しております。2023年3月期は、米国キーストーンナチュラルホールディングス社の子会社化等、海外事業投資を中心に自己資金を成長領域への積極投資に振り向けており、その結果、

期末の現金資産<※>は、前期末比 179 億円減少の 1,299 億円となりました。2024 年 3 月期も中期計画に沿って積極的に成長投資を推し進めてまいります。

また、当社は資本コストを意識した経営を進めており、投資判断に際しては、経営会議の諮問機関である投資委員会が、資本コストを上回るリターンが得られることの検証とともに、戦略適合性・リスクの洗い出しなどの客観的評価を行ったうえで、経営において意思決定しております。

株主のみなさまへの還元は経営の重要課題と位置づけております。配当は、企業結合に伴い発生する特別損益やのれん償却の影響を除く連結配当性向 30%以上を基準とした安定的配当を継続することを基本方針とし、2023 年 3 月期の年間配当金は前期同額の一株当たり 46 円（上記ベースの連結配当性向 31.9%）として、本定時株主総会に提案を予定しております。また中期計画では、配当と並ぶ株主還元策として政策保有株式縮減から得られるキャッシュを原資とした 120 億円の自己株式取得を計画しております。2023 年 3 月末時点で、政策保有株式は中期計画 3 か年で 20%縮減の計画に対し 16.7%縮減、自己株式は 3 か年合計 120 億円の計画に対し 100 億円を取得しており、ともに最終年度(2024 年 3 月期)に計画を達成する見込みです。

このように当社は、明確な財務資本政策のもと、将来のあるべき姿を見据えた投資と株主還元を着実に実行しております。一方で本株主提案による自己株式取得の規模は当社の年間利益水準を大きく上回るものであるため、成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上が停滞する恐れがあり、結果として株主のみなさまの利益に繋がらないと判断いたします。当社としては、自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期計画に基づき、業績や財務状況、株価水準などを総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

従いまして、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

<※>現金資産 = 現預金+有価証券+投資有価証券

## 2. 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

当社の取締役報酬制度は、「企業価値向上と持続的成長に向けた動機づけとなること」、「役位ごとの役割や責任に相応しいものであること」、「報酬決定の手続きに客観性と透明性が担保されていること」の 3 点を基本的な考え方としております。

また、2017 年 5 月より、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置し、報酬決定の手続きにおいて客観性と透明性を確保しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬・単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）・譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）で構成しております。報酬諮問委員会では、外部調査機関の客観的データを用いて当社の事業規模に見合った水準や割合を検証しており、報酬割合を「70%：20%：10%」としております。

「月例報酬」は、役位別に定める水準に役割に応じた加算を行う固定報酬とし、「単年度業績連動報酬」は、単年度の当社グループまたは担当事業会社の業績達成度を評価する会社業績と、個人目標の達成度を評価する個人業績の二つの評価に基づき、賞与を 70%から 130%の範囲（業績に著しい変動が生じた場合は、0%から 150%の範囲）で変動させる変動報酬としております。2021 年 6 月より、株主のみなさまとの価値共有を図るべく「譲渡制限付株式報酬」を導入

しており、取締役退任日まで譲渡が制限された当社株式を、対象取締役に毎年付与しております。

なお、監査等委員である取締役は、独立した立場で業務執行の監査・監督を役割とする観点から報酬にインセンティブを含めず、固定報酬のみで構成しております。

以上のように現行の取締役報酬制度は、「決定プロセスの客観性・透明性」、「報酬水準・割合の妥当性」、「株主のみなさまとの価値共有」がいずれも確保され、適正に決定されたものであります。一方で本株主提案は、その具体的な内容を定めることなく株式保有ガイドラインの制定を求めるものですが、現行の当社取締役報酬制度下において、株式報酬のみを特別に規定する当該ガイドラインの制定を定款に定める必要性はないと判断いたします。

従いまして、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

### 3. 社外取締役の構成に関する定款変更の件

#### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### (2) 反対の理由

当社は、2021年6月より独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置し、取締役候補者の選定プロセスの客観性や透明性を確保しております。コーポレートガバナンス報告書で開示している取締役選任基準に基づき、企業価値向上に寄与する人材を取締役候補者として提案しております。

また当社は、クオリティ企業への変革を加速し、成長に向けた新たなチャレンジを進める事業持株会社として、取締役会は監督と執行の両機能を持つことが望ましいと考えております。執行機能として各事業責任者が取締役を兼務し、グループ全体を俯瞰した立場で監督しております。さらに、監査機能を持つ監査等委員と合わせて取締役会を構成しております。

2021年6月より監査等委員会設置会社へ移行するとともに、独立した立場からの監査監督機能をより強化するため、社外役員全員が監査等委員である取締役に就任しております。監査等委員会は、内部監査部門を組織上の配下に置き、各事業会社監査役と連携した組織的監査を行っております。社外取締役監査等委員には、毎回の取締役会で発言機会を確保するなど、適法性監査の観点だけでなく、業務執行に対する独立した立場からの意見表明を重視しており、これを経営に活かすことでガバナンスを一層強化する体制としております。現在、取締役総数12名中4名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士、官庁出身者など多様性に富む構成となっております。

以上のことから、現状の当社取締役会は多様性と独立性が確保されており、今後のガバナンス強化にもつながる体制と考えております。一方で本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々を経営戦略に基づいて機動的に検討すべき取締役会構成の妨げになると判断いたします。

従いまして、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件
- 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 9,750,000 株、取得価額の総額 28,000,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

当社はルウカレーやルウシチュー、レトルトカレーで国内シェア No.1 の強いブランド力を持つ競争優位性のある事業を展開しているとともに、米国 TOFU 事業、中国カレー事業、アセアン機能性飲料事業の海外食品事業では高い成長性が期待できます。しかし、当社の事業は競争優位性があり成長性が高いこととは対照的に、当社は現金資産の積み上がりにより自己資本利益率 (ROE) は継続的に悪化し、株価低迷の一因となっております。当社の ROE は過去 5 年間平均で 5% を下回っており、当社の中期計画のあるべきプロポーシヨン 10% を大きく下回っているだけでなく、ROE が資本コストを継続的に下回っていることは明白です。

当社は第 7 次中期計画のもと 3 年間で自己株式取得 120 億円を計画され、株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、現金資産の積み上がりにより ROE が継続的に悪化している現状を考えれば、将来の M&A・設備投資・研究開発資金、さらには予期せぬリスクへの備えるための必要資金を考慮しても、現在の現金資産の水準は過大であると考えます。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。当社は過大な現金資産により ROE が悪化している現状を考えれば、株主還元をさらに拡充することにより ROE の向上を目指すべきです。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数 (自己株式を除く) の約 10% を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

### 2 取締役が保有する株式の取扱いに関する定款変更の件

#### (1) 議案の要領

当社の取締役が保有する株式の取扱いについて定めるため、当社の定款第 9 条を下記の通り変更す

る。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 <u>2 (新設)</u>	(株式取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 <u>2 取締役の保有する株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式保有ガイドラインによる。</u>

## (2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き、取締役の経済的利益の大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、中長期的な企業価値向上との相関が不十分と考えます。

欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。

弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定することを提案します。

## 3 社外取締役の構成に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は8名以内とする。 <u>3 (新設)</u>	(員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は8名以内とする。 <u>3 上場企業であり続ける限り、当会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

## (2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様な取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1（その他の市場の上場会社においては 2 名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 12 名のうち社外取締役は 4 名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

以上